

学部学生の留学に関する内規

第1条 学習院大学（以下「本学」という。）の学部学生が、学則第41条により留学する場合には、この内規に定めるところによる。

第2条 この内規にいう留学とは、教授会において、その願出が承認され、学長の許可を受けた場合をいう。

第3条 学籍上の留学の期間（以下「留学期間」という。）は、留学先大学における在学期間に応じて、次のとおり取り扱う。ただし、留学を希望する者が所属する学科において個別の判断を行った場合は、この限りでない。

- 一 留学先大学における在学期間が3か月以上6か月以内の場合は、留学期間を半年間とする。
- 二 留学先大学における在学期間が6か月を超えて、9か月未満の場合は、所属学科において留学期間を判断する。
- 三 留学先大学における在学期間が9か月以上1年以内の場合は、留学期間を1年間とする。

2 留学期間は、原則として1年間を限度とする。ただし、特別の事情があるときには、更に1年以内の延長を認める事がある。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

第4条 留学の許可を受けた者が、外国の大学において修得した単位のうち、教授会が適当と認めた単位を学則第15条第1項第2号に定める単位数を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。

2 修得単位の認定に関する基準は、別にこれを定める。

第5条 留学を希望する者は、留学先の適否及び履修科目等の適否について、所属学科の教員から指導を受けなければならない。

第6条 留学を希望する者は、別に定める必要書類を添えて留学願を提出し、許可を得なければならない。

2 渡航前に留学手続が完了しない場合には、一旦休学願を提出して渡航することができるが、必要書類が揃った時点で留学願を提出し、許可を得なければならない。この場合、遡って休学の期間あるいは、その一部を取消することができる。

第7条 留学の許可を受けた者については、留学期間中の本学における授業料（在籍料を除く。）、施設設備費及び研究実験費を減免する。

2 外国の大学との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず本学の納付金を納付しなければならない。

第8条 留学した年度の第1学期及び留学を終えて帰国した年度の第2学期において修得した授業科目の単位は、それぞれの年度に修得したものとする。

第9条 留学した年度の第1学期に履修していた通年の授業科目については、留学前

に継続履修願を提出し、留学を終えて帰国した年度の第 2 学期にその授業科目を継続して履修することが認められた場合、通年で履修したものとみなす。

第 10 条 第 4 条の規定に基づき単位の認定を願い出る者は、留学した大学の成績証明書及び履修要覧を添えて、留学に伴う単位認定願を提出するものとする。

第 11 条 留学先大学で修得した単位の認定は、教授会が行う。

第 12 条 留学を終えて帰国した年度の第 2 学期に履修する授業科目の履修登録は、9 月末までに終えるものとする。

第 13 条 留学及び単位認定に関する事務は、学生センター教務課が行う。

第 14 条 この内規の改正は、教務委員会の議を経て、各学部教授会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。